

近世農村奉公人の法律的性格

森 嘉 兵 衛

は し が き

近世の封建社会に於ける階級はそれ／＼職業別に峻別され、自由に転職することは出来なかつた。これ等の階級は身分的主従關係に依つて結合され、封建社会の特質を構成していた。

農村に於ける奉公人も亦中世以来身分法に依つて性格づけられていたが、近世中期以後になると、農業経営の変質に伴つて新たな農村奉公人の發生を見るに至つた。それは身分的奉公人ではなくて近代的性格の萌芽をもつ債権的奉公人であつた。かゝる債権的奉公人は近世封建法に依つて如何に規定されたか、その規定が身分的奉公人の変質解體に如何なる役割を演じたかを明らかにするために、債権的奉公人の法律的性格を分析するのが本稿の目的である。

第一 奉公人の法律的性格

近世に於ける奉公人の法律的性格に就いては、既に金田平一郎氏の詳論した所である。氏によれば

「奉公とは、『忠勤ノ義務ナリ、一身ヲ挙ゲテ主君ニ奉仕スルノ義務』にして、武人的家人制及び之と土地恩給制との結合せし封建制に於ける、主君に対する従者の身分上の義務であり、奉公人とはその義務者の称呼であつた。然るに徳川時代に至つて、奉公及び奉公人の語義及び用法は一変し、継続的有償的な労働契約に於ける労働義務を奉公と稱し、其義務者を奉公人と稱することが普通になつて、封建法上に於て使用する場合は、御奉公、御奉公人と云うことになつた」

と言われる如く、近世末期になるに従つて、奉公人は一身を挙げて主人に忠勤を励むものではなく、労賃給付に対する労務給付する純經濟的關係となつた。近世に於て名子、被官、譜第が奴婢の如く考えられるようになったのも、奉公人が身分的關係ではなく、經濟的關係となつた為であることは既に藤田幽谷の論及した所である。²⁾

「慶長、元和の頃までは、兵農既に分かると雖も古風に近く、村々の草ぎりなど云う大百姓は、必ず武士の浪人したる者、其の譜代の家来共を引き連れ田舎へ隠れしが、草を切り開き田畠を拓し、大分

の高を持ち、家来の養いに暮せし類多し、故に寛永検地の比までも掃部や主水など変りたる名を付け居るは、昔の武士の名残りにて、古き百姓村の小百姓をば、奴婢の如く呼びなすも其の謂れなり、検地と云うも其の者共の持ち分を改め、土地相應に年貢取り付けせしまでにて、其の初めより持ち居たる田畠を多過ぎるとて奪うべきやうなし、且又譜代の家来ありて耕作怠らず、田主も百姓業をよく勤むれば、手に余りて荒すこと昔はなかりし事なり、後には譜代と云うもの絶え果て、奴婢は皆、年季の出替り奉公にて、元は並々の百姓困窮して、身売り質物に出たる也。年季の奉公にて真の主人にあらず、なるだけ、形弱をし、骨折らぬ工夫をすると尤もなり、農家の奉公は骨折る業にて、人の嫌うに乗じて年毎に給金高くなるも尤もなり

と云つて居る事は、近世奉公人の変遷を最もよく伝えている。然し東北地方にはまだ名子、被官、門前等の譜第的奉公人が有り、地主手作上重要な意味をもつていた。又奉公人契約に於ても猶譜第的奉公人的性格をもつものがあつた。漁村の譜第奉公人の場合を例示するに、

永代之水主金借入申手形之事

一、一步半式切水主金ニ借用申出美正ニ御座候、貴様御舟御持被成内ハ夏冬共ニ無相違乗可申候、わき舟ニハ一切乗申間敷候、若わき舟ニ乗申候ハ、本金ニ利足かけ御算用可申、扱又貴様御奉公之上ニ而命すたり申候ハ、命そん金そん、自分成ル義ニ而命はて申候ハ、何時ニ而も右之金急度相済可申候、彌々此者貴様御氣ニ入不

申候ハ、何時成共御望次第金子相済可申候、為其之請人ニ相立候間、受人急度済替埒明可申候、為念之一筆如此御座候

元禄二年十月十六日

安戸村 長 吉 印
同 受 合 孫右衛門 印
同 久次郎 印
八日町 吉兵衛殿

と有るのは、二歩で一牛前川家の水主たる事を契約したもので、漁村譜第奉公人とも見るべきものである。又普通の質奉公人手形に於ても身分的關係をも明記した手形に、

人置申手形之事

一、一步判三步請取金助ト申年三十七ニ罷成者有合之十二日相定申候、縦此者病死仕候共、貴様ニ御奉公之上無御座候而、時分之働にて相果申候は、本金無相違相済可申候、其外貴様ニ被指置候而、御家来なみ異儀申間敷候、為後日如件御座候己上

享保十四年酉正月十日

荒川村借人 由右衛門 印
同村借人 惣 七 印
同村口入 内蔵右衛門印

豊間根 募殿

前書之通人置申候得共、当日分より拾兩一步之加利金米十一月元利相済申候はば、人御返被下候筈、若滞り候ハ、請人人請取本金無

相違御返済可申候、為其印判如此ニ御座候

と云い、かゝる契約書が五枚も残つて居る事は、享保年中の豊間根地方の農村奉公人契約は猶多分に身分法的であつたと云う事が出来る。然し、これは豊間根家が小野武夫博士の研究に依つて明らかなく、安部氏以来の旧家にて、当時猶多数の名子家来に使役し、農業経営を行つて居たために、その奉公人も、名子家来に準ずる身分的奉公關係を契約したものと見られる。然し農村奉公人は支配的には金田氏の論ぜられる如く、経済的關係を根幹とした奉公人であり、継続的有償的な勞務契約に於ける勞役義務を奉公と称し、其の義務者を奉公人と称したのである。

註1、金田平一郎論文、「徳川時代に於ける雇傭法の研究」國家學會雜誌、第

四一卷 第七號 一〇八頁

2、藤田幽谷著「勸農或問」上巻 五三—四頁 日本經濟叢書 卷二十

3、前川文書、六五號、下閉伊郡大槌町 前川堅三氏所藏

4、豊間根文書、一三一號、下閉伊郡豊間根村豊間根隆氏所藏、小野武夫博

士著「日本兵農史論」參照

第二 奉公契約成立の要件

一 形式的要件

近世奉公契約成立の形式的要件として、目見え、手附の授受、請状の作成等を要しなかつた事は金田氏の論ぜられる如くであつた。東北地方に於ても同様である。只奉公契約に於ては、村肝煎の認可を必要

近世農村奉公人の法律的性格(春)

とし、他村へ出奉公する場合は、寺送状、村送状を必要とした。胆沢郡下衣川村肝煎「千葉文書」には貞享、元祿、宝永頃の出村人認可書の控が多数所藏されて居るが、その一例を示すに

「一、下衣川村引や敷文左衛門男子才藏歳廿五罷成候、しち持指置申度由、此者切支丹類族、金山御判持候筋目ニも無御座候、年季之内かまい申儀無御座候間、何方ニ而も無御氣遣可被指置候、季明本金首尾仕候ハ、右之者可被相返候己上

元祿十二年

下衣川村地肝入 兵 右 衛 門
下衣川村肝入 五 郎 助

と有り、これに寺が宗門送状をつけている。之は南部藩に於ても同様で、岩泉村中村半兵衛の質物奉公人にも他村より奉公となつた者は村送状と寺送状とがついている。その形式は奉公人手形に奥書したものと別紙としたもの等種々あるが、兎に角奉公人となる為には宗門証明及村肝煎の承認が必要であつた。

二 實質的要件

1 奉公能力

奥羽地方に於ける農村奉公人としての資格をもたないものは、無宿者、切支丹類族、金山定判持(金堀子) 鉄砲持等であつた。その内、切支丹類族が奉公人となり得なかつた事は一般的であるが、金山定判持を無資格者としたのは仙台藩である。東磐井郡藤沢村の文久二年の

「一季証文」に、肝入が奥書して、

「右之通人主口入ニ而勇吉儀來亥一作一季ニ指置申度由申出、御國之内ニ候ハ、何方ニ而も可被召抱候、右男御法度之宗門御金山判定持ニも無御座候、季明ニ相成候ハ、本所人元より早速可被相返候已上

文久二年十二月

右村肝入

七郎兵衛 印

としたのは、肝入が奉公人の身分即ち、奉公能力のある事を証明したもので、前掲「千葉文書」の「質物奉公人身分証明書綴」は、奉公人契約に於ける肝入の身分証明書が如何に重要であつたかを示して居る。南部藩に於ても、和賀郡倉沢村「菅野文書」安永五年の「質物差置申手形之事」の下書に

「一、宗旨者代々何々宗旨、何寺日那ニ紛無御座候、尤切支丹、定判持とも無御座候」

と言う例もあるが、一般的ではない。これは倉沢村が仙台藩境にあるため、その影響を受けたものと見られる。南部藩では例えば軽米村元屋の奉公人手形に

「此女御公儀御法度之切支丹之者には無御座候、宗旨ハ代々禪宗ニ而輕米徳樂寺日那ニ御座候、若切支丹宗門之由訴人罷出候ハ、受人、人主罷出急度申披、少も御苦勞ニ掛ケ申間敷候」

とあるのが一般的な文言形式である。

2 奉公人の資格

一般的良民でも一定の犯罪者は奉公人たる能力をもたなかつた。² 仙台藩の延宝五年の「質物金並預り金附売馬請取代金難没ニ付相定式目」³ 十七条に

「一 質物之者悪逆有之乍存知、人主口入ニ成候者ハ裁断之上、不論金子不足隨咎之輕重可有其沙汰勿論其欠所之者、或公儀に召上或給人主人方に依時宜可相与事」

と有り、又十八条には

「一 質物之者罪有之会御仕置候ハ、本直人主口入可相出事」

第二十一条に

「一 質物之男女他領之者を御国者と号、數人質物指置、不応進退方々に人主口入に相立本直令難没者於有之者、穿鑿之上其者は急度御仕置可被成置、妻子等者令沽却弁金方に可為配分事」

と見えるのは法令違反者の質物奉公人たる資格をもたなかつた事を示して居り、これが享保の法令に依つても同様であつた事は、その第十九条、第二十条、第二十三条に同様の規定のある事に依つて明らかである。⁴

3 奉公人の年齢

奉公適齢に制限がなかつた事は金田氏の論ぜられる如くである。今筆者所有の奉公人手形に依つて奉公人の年齢を見るに、百五枚の手形に於て、最年長者六十一才、最低十三才であるが、二十代の者が最も多く、三十代、四十代の順に年齢の増加につれて減少して居る。法令的には年齢に制限がなかつたが、実際には奉公人の大部分は二十代から

奉公人年齢表(其ノ一)

第一表

契約年代	藩名	村名	奉公人		文書名	番號	契約年代	藩名	村名	奉公人		文書名	番號	契約年代	藩名	村名	奉公人		文書名	番號		
			身分關係	年齢						身分關係	年齢						身分關係	年齢				
元祿13年	南部	輕米	娘	22	元屋	50	寶曆6年	島	親類	30	古川	5	天明元年	"	"	"	21	"	"	69		
"	"	"	娘	16	"	53	"	"	男子	19	"	6	"	"	"	"	18	"	"	70		
"14年	"	甲子	男子	25	佐々木	5	"	"	女子	20	"	7	"	2年	豐間根	子供男	16	豐間根	"	138		
"16年	"	輕米	男子	20	元屋	51	"	"	甥	40	"	8	"	"	輕米	男子	32	元屋	"	68		
"	"	"	"	39	"	52	"	"	女子	31	"	10	寬政2年	"	島	"	30	古川	"	18		
寶永5年	"	"	妻	32	"	56	寶曆9年	南部	輕米	男子	28	元屋	64	寬政6年	南部	輕米	男子	34	元屋	"	71	
"	"	"	女	18	"	58	"	"	甥	40	古川	9	"	"	島	弟	41	古川	"	25		
"6年	"	"	妻	30	"	55	"	"	女	42	"	12	"	11年	"	宮古	"	35	前川	"	22	
"7年	"	"	男	39	"	59	"	"	夫婦	35	"	13	"	4年	"	小山田	弟	22	一ノ倉	"	96	
正徳2年	"	"	女	69	"	54	"	"		28	"	"	"	"	5年	"	島	男子	19	古川	"	26
享保14年	"	豐間根	男	37	豐間根	131	"	"	弟	15	"	14	"	13年	"	小山田	"	19	一ノ倉	"	99	
"	"	"	"	32	"	132	"	"	男子	17	"	16	"	"	"	"	"	26	"	"	100	
"	"	"	"	24	"	133	"	"	姉	17	"	11	"	14年	"	"	"	18	"	"	98	
"20年	"	"	女房	30	"	134	"	"	弟	28	"	15	文政2年	"	"	"	"	30	"	"	103	
"21年	"	"	男	20	"	135	明和元年	"	嫁	19	"	17	"	3年	"	見前	"	41	大宮崎	"	65	
元文2年	"	"	子供兄弟	23	"	136	"	"	男子	34	"	19	"	4年	"	輕米	"	24	元屋	"	72	
延享元年	"	"		娘	17	"	60	"	"	"	15	"	20	"	6年	"	"	"	20	"	"	73
寬延3年	"	島	弟	14	古川	1	"	"	嫁	24	"	21	"	9年	"	小山田	弟	21	一ノ倉	"	104	
"	"	"	男子	17	"	2	"	"	男子	26	"	22	"	10年	"	"	男子	42	"	"	102	
"	"	"	女子	16	"	3	安永元年	"	輕米	"	元屋	65	"	"	"	輕米	孫	21	元屋	"	74	
"	"	"	姉	37	"	61	"	3年	"	島	"	15	古川	23	天保3年	"	倉澤	男子	18	菅野	"	5
寶曆2年	"	"	男子	18	"	4	"	5年	"	"	"	31	"	24	"	"	"	19	"	"	6	
"3年	"	豐間根	男子	13	豐間根	137	"	"	倉澤	嫁	28	菅野	7	"	12年	"	小山田	"	30	一ノ倉	"	103
"4年	"	輕米	子供男	18	元屋	63	"	6年	"	輕米	男子	33	元屋	65	"	"	"	"	"	"	"	
"5年	"	"	男	25	"	62	"	"	"	"	"	34	"	67	"	"	"	"	"	"		

備考、筆者の所藏手形に依る。

三十代であつた。譜第奉公人は子供の時代から使役したに反し、實奉公人、居消費奉公人、年季奉公人の多くは血氣盛な者が中心であつた。換言すれば奉公期間が短縮するに従つて、奉公人の年齢も、労働能率の点から制限を受けるようになった。（第一表、第二表）即ち労働能率の最も高い年齢に集中するようになった。

奉公人年齢表（其ノ一） 第二表

契約年代	藩名	村名	奉公人 身分 年齢	番 號	文書 名	契約年代	藩名	村名	奉公人 身分 年齢	番 號	文書 名
寶曆3年	仙台	崎	弟	17	佐々木	寛政11年	南部	宮守	男子	22	熊谷
"4年	"	"	男子	36	"	"	"	"	"	29	佐藤
"5年	"	"	妹	16	"	"	"	"	"	20	熊谷
天明2年	"	舞草	男	20	佐藤	"	仙台	舞草	男子	20	熊谷
"7年	"	"	夫	33	"	文化元年	南部	宮守	"	42	熊谷
寛政元年	南部	宮守	男子	24	熊谷	"	"	"	"	21	"
"	"	"	"	25	"	"	"	"	"	22	"
"	"	"	"	28	"	嘉永5年	"	"	"	27	"
"	"	"	"	18	"	安政2年	"	"	男	24	"
"	"	"	"	23	"	万延元年	仙台	藤澤	男子	35	及川
"	4年	仙台	舞草	32	佐藤	"	"	"	"	"	"
"	"	南部	宮守	17	熊谷	文久3年	"	"	弟	52	熊谷
"	"	"	"	44	"	元治元年	南部	宮守	子	23	熊谷
"	"	"	"	22	"	明治3年	仙台	藤澤	男子	21	及川
"	"	"	弟	29	"	"	"	"	"	35	"
"	"	"	男子	26	"	不	明	舞草	弟	16	佐藤
"	"	仙台	舞草	6	佐藤						

備考、筆者所藏手形による。

4. 妻の奉公能力

金田氏に依れば、妻は夫の同意がなければ奉公人たる能力なく、夫の同意を得ても妾奉公は出来なかつたと言われるが、奥羽地方では必ずしもそうとは限らなかつた。「元屋文書」の宝永六年の「女房實物手形」に依れば

「御奉公内傍輩男ニ隱密之女房ニ罷成、難産ニ而相果申候共、於身代金無異儀相済可申候」

と言ひ、又同家文書、正徳二年の嫁實物手形に

「此なべ弟嫁ニ御座候ニ付、嫁之親は請人ニ立申様ニと被仰候義御尤ニ奉存、（中略）与作（嫁の父）方へ申候ハ（中略）此度嫁しち物ニ置申候而金調申度候間、請人に立くれ候様ニと頼申候所ニ、与作申候ハ一度くれ申候女の事ニ候間、売申候而も少も不苦候間、金出し申義も成兼申候、尤請人ニ立不申候而も此方より一言之構無之候間、金入用ニ候ハ、売可被申候と申候ニ付、与作方より一言之かまい無御座候間、少も無御氣遣御召遣可被下候（下略）」

と言ひ、嫁妻の質入には実父の承諾が必要であり、保証に立つ事が必要であつた。

註1 2 前掲「徳川時代に於ける雇傭法の研究」

3 東磐井郡大原町、鳥谷文書「仙台藩奉公人法度」

4 高柳真三教授論文「仙台藩の質物奉公人」法學第二卷、第二號、第三號、

第四號

第三 奉公契約義務

近世に於ける奉公契約は、「継続的有償的な勞務契約に於ける勞役

「義務」であるから、契約上の義務は雇主も亦奉公人と共に負うものであつた。

一、雇主の義務

雇主は契約に従つて労賃を支払う義務がある。従つて雇主はこれを支払わない場合は当然解約となるべきものである。労賃の支払方法も亦契約内容に従うべきもので、労賃が経営手段で支払われるか、衣食住の何れかに依るか、四季施を支給するか、或は貨幣に依るか、現物によるかを明約した時は雇主の勝手に変更すべきものでない。又その支払方法が、前払か、分割払か、後払か、或は奉公人の要求次第か、雇主の自由意志かも契約に依つて異なり、契約に従つて支払う義務があつた。若し不履行の場合に現行民法の如く、奉公人に対し、優先的支払請求権が法的に認められたか否かは明らかでない。恐らくはなかつたのではないかと思われる。

二、奏公人の義務

1 譜第奉公人の義務

奉公人の奉公義務は契約に依つて異なるが、譜第奉公や質奉公の古いものは、単なる経済的労務義務のみならず、身分的義務をも生じた事は既に「豊間根文書」に於て明らかにした所である。然し奉公人の根本的義務は労働義務に在つた事は云う迄も無い。若しこれに違反すれば嚴重な制裁のあつた事は上述の資料の明示する所である。労働義務の

違反は賃銀の返還、契約解除、代人労働、代物弁済等が行われ、更に身分的制約が強化される事さえあつた。従つてその保証人も連帯の責を免れなかつたのである。今労働違反に対する弁償内容の事例を見るに

差上申手形之事

私親類与六儀一昨年宿物御奉公ニ差置申候所、不勤ニ付御暇被下候段々仰聞候間、早速引取金子立配可申筈ニ御座候得共、此節世上一統不自由之由之砌ニ茂御座候故、急ニ金子才覚之手段茂無之候ニ付、本証文請合は不及申ニ、周左衛門様嘉藤治様御頼申上候而願上候得は、与六義禁酒仕候而無怠相勤可申候間、今一応御召使被成下度、万一此上不奉公仕候而御氣に入不申候ハ、与六悍茂千幸作兩人之内思召に相応候者入替ニ差上御奉公可為仕候、尙又金配相出申候ハ、身代代金立配仕御可申、更ニ此度御申訳申上候ニ付、右為御趣意前書之趣ヲ以願上候所、御聞濟ニ成下雖有仕合奉存候、其為立合書印ヲ以添始末差上申所相違無之候以上

文政十三年閏三月

人主

古里屋彌蔵 印

受合

(三名連 印)

鈴屋与平治殿

と云い、奉公人の不奉公に対して人主が全面的に責任を負い、禁酒労働精勤、代人入替等を条件として再奉公を願出て居る。斯の如き事例は猶多く存在して居るが、之を分割觀察すれば次の如くなる。

2 質奉公人の義務

純粹な質物奉公人の契約義務には猶身分的義務を伴うものもあつたが、時代の下るに従つて稀薄となり、残滓的なものとなつた。今これを「元屋文書」に就いて見るに

金子借用仕女質物ニ指置申請状之事

- 一 一步判三切借用仕、為此質物と時太郎娘ひめと申女年二十二ニ罷成候、年記ハ辰ノ年よりいぬの年之暮迄七年七作ニ相定指置申所実正ニ御座候、年記の内御氣ニ入不申候ハ、何時ニ而も人代にひめ妹いせ年十六ニ罷成候相定、御定申年記之通り御奉公可為仕候、身代金と被仰付候ハ、御断則時相渡身請可仕候、若年記之内此方より御隙申請候ハ、相残年記一年ニ一步宛之増金仕、本金共ニ相濟身請可仕候、又候哉病死仕候ハ、命損御金損ニ被成下筈ニ申定候事⁽⁴⁾
- 一 此女御公儀様御法度之切支丹之者ニ無御座候、若切支丹宗門之由脇より訴人罷出候ハ、人主請人罷出申披、身代金相濟可申候、⁽⁶⁾
- 一 御奉公之内被仰付用義相背、御向言申上候而御せつかん被成候共不苦候、其時一言之子細人主請方より中間敷候、但喧嘩口論ニ而相ニ隠密果申候か、川入首くまり仕候共身代金無滞相濟可申事、⁽⁸⁾
- 一 御家之諸道具御預り被成候物不依何ニうしなひ於申而は、其代御算用を以急度相濟可申候、御奉公之内傍輩男ニ隠密之女房ニ罷成、難産ニ而相果申候共、於身代金ニハ無違義相濟可申事⁽¹⁰⁾
- 一 此女取逃欠落仕候ハ、身代金ハ不及申ニ盜物之品々応直段代金ニ仕、身代金共ニ急度相濟申事⁽¹¹⁾
- 一 此女並ニ人主時太郎共ニにけうせ申候ハ、右之請人左衛門太

郎男子左衛門五郎年廿三ニ罷成候相渡可申候、身代金と被仰付候ハ、則時相濟可申候、人主請人共ニ何様ニも罷出埒明不申候ハ、口入彌五右衛門方より人代成共身代金成共翌次第相濟可申候、尤此女御奉公之内御用義御座候ハ、何時ニ而も人主請人方へ彌五右衛門罷越台つれ參埒明可申候⁽¹³⁾

一 此女前度病人者ニ無御座候、若御奉公之内久々相煩申候ハ、其日数代さん用被成候而被下、そふつに而も御指引可被成候、尤しきせハ御家なみニ可被下候事⁽¹⁴⁾

「天下一目之徳せい人返被仰付候共、於此金ニは無違義相濟可申候為後日之如此ニ御座候已上

元祿十三年 辰ノ

二月廿四日

大野之内たきおと村

人主 時太郎 印

同 村 左衛門太郎 印

輕米町 口入 彌五右衛門 印

輕米町 淵沢源右衛門殿

即ち、(1)契約期間七ヶ年間の奉公をする事、(2)雇主が奉公人を忌避した時、又は(11)奉公人、人主逃亡した時は代人を出すか、身代金を返済すべき事、(3)奉公人が契約期間内に解約した時は身代金に年一步の増錢を以て弁済すべき事、(4)病死の際は命損たる事、(5)、(13)奉公人たる資格をもたない場合、(5)切支丹宗徒、(13)病身な者、(7)奉公の過失死(9)難産死、逃亡、(8)預り諸道具を紛失した時は身代金を返済すべき事(6)主人に対し絶対服従する事、(14)徳政、人返し法の適用を受けない等

の義務を負う者であつた。奉公人が此の契約で取得した権利は身代金の借入と、四季施取得だけであつた。南部藩の質物手形に於ては元屋の手形が最も詳細を極めて居るが、他の質物手形も大体これに準ずべきものである。此の質物契約は中田博士の所謂身売的年季奉公契約で奉公人の対価を身代金と云い、その解約を身請と称して居る事、違乱担保文言のある事、奉公人の置替権を明示したものである事等も同様である。即ち東北地方に於ける純粹な質奉公人の性格は中田博士の論ぜられる如く身売的年季奉公人であるが、その法律的性格は仙台藩の質物奉公人法度に於ても明もらかに看取せられる所である。

3 居消費奉公人の義務

然るにこれが居消費奉公人になると、その負うべき義務が減少すると共に、身売的色彩が稀薄となり、雇主の奉公人に対する権利も亦後退して居る。勿論居消費奉公人に於てもその初期のものはかなり純粹なる質奉公に近いが、時代の下るに従つて次第に年季奉公に近くなつて居る。今元屋の手形に就いて、純粹な質奉公手形に近い居消費手形と年季奉公に近い夫とを比較するに

御奉公指置申請状事

一 御代物一貫文此度儘ニ拜借仕、此万之亟年二十五ニ罷成候、当亥ノ十一月四日より子ノ十一月四日迄一ヶ年一作御奉公差置申処矣
正ニ御座候、御氣ニ入不申候而御暇被遣候ハ、何時成共右身代一貫文急度指上御暇可申請候、御定被成下候通首尾能御奉公相勤申候ハ、右拜借錢朽に被成下候御定ニ御座候、人主手前より御暇申請度

近世農村奉公人の法律的性格(森)

詔御座候而、第一願上申候ハ、本錢一貫文ニ一貫文宛増錢仕、元錢共ニ急度指上可申請候

一 此万之亟御公儀様御法度之切支丹宗門ニ無御座候、宗旨義ハ禪家徳樂寺日那ニ紛無御座候、此万之亟病身者ニ無御座候得共、若相煩申候ハ、人主手前に引取、快氣次第ニ差上可申候、其内ハ人主方より人代相立御奉公可為仕候、喧嘩口論水入首懸仕候共身代者少も御構相懸申間敷候

一 此万之亟御預り被成候諸道具何ニ不寄失申候ハ、急度弁差上可申候 万一取逃欠落仕候ハ、盜物之品々直段ニ応差上可申候、御定之年月迄ハ指替急度相勤可申候

一 御家之御法度何義ニ付急度相守可申候、自然相背如何様ニ被仰付候共一言之子細申上間敷候、為後日之人請狀如件

宝曆五年亥 十一月四日

と有り、前例に比較して、違乱文言、病死の際の金命兩損、徳政、人返の排除もないが、他は前例に近い。然るに次の居消費手形に於ては人請狀之事

一 下拙悴此松と申者歳二十四歳ニ罷成申候、此者当己十二月廿日より御渡、十二月廿日迄中歳二年作り御奉公差上置候処明白ニ御座候於此者宗旨宗門取逃欠落諸事面倒筋出来候共、決而御難義相掛申間敷候、万一病氣支障出来御奉公相引申候節ハ、請合之者共より代人差上急度為相勤可申候

一 錢二十三貫八百文此度御拜借之所、右松年季無相違相勤候共者

鑲リニ被成下候御定ニ御座候、御家之御作法通り堅ク相守リ、決而相背申間敷候、為後日之人請狀依而如件

文政四年己十二月廿日

とし、奉公人の諸義務は一括して、請合保証と化し、内容は明白に居消であるが、手形形式は年季奉公手形となつて居る。

4 年季奉公人の義務

これが年季奉公手形になると、愈々身分的の制約を脱して純粹に經濟的契約となつて居る。

一季ニ相定指置申手形之事。

一 代物十貫文只今慥ニ取切受取拙者子供長兵衛ト申男年二十六罷成ヲ、当十二月より来暮十一日晦日限御奉公相勤候筈ニ而差置申所実正ニ御座候、但シ長兵衛儀相煩候ハ、一ヶ年三日ハ御免可被下候夫過候ハ、一日四十文宛日用錢急度御勘定可仕候、万一長病相煩御奉公成兼候ハ、入替ニ長兵衛女房罷上、御奉公為相勤可申候、若又此者共御氣ニ入不申候ハ、何時成共御暇被相出候ハ、右給錢月割ヲ以御引被下候ハ、残錢三日之内急度御勘定相済可申候

(4) 此者取逃欠落等仕候ハ、取物之所ニ御改次第錢積リ右給錢共相加三日之内ニ急度御勘定可仕候

一 御公儀様御法度之事堅為相守可申候、此者何之様之六ヶ敷事仕出し候共、人主請引受、貴殿に少も御損御苦勞相懸申間敷候、其外不寄何義御家之御作法少も相背き申間敷候、為後日之手形如件

寛政十年午十二月廿三日

茲では奉公人は長病の場合の代人奉公義務、奉公人忌避の場合の残錢支払義務、逃亡の場合の弁償義務、並びに身元引請保証等を記したのみで、他は記載なく、只之等の義務遂行を三日とした点に異つた点を見出す。その他の点では却つて奉公人に新しい権利、即ち三日は病欠しても奉公義務違反とならない事を明約し、奉公人の休日の増加を示して居る。かゝる年季手形は時代が下るに従つて愈々簡略化された。

一季証文之事

拙者男子龜之進と申者当三十四才罷成候を一步判金御判四十五枚申合、只今四十枚御借り候、残五切ハ来二月御借り請申筈ニ申定、来一ヶ年一季ニ指置申候実正ニ御座候、御奉公之義不寄何ニ相勤可申候、万一欠落仕候ハ、御格之通り式切増金手形相立可申候、此者ニ付御法度之宗門ニも無御座候、依而為後日之親類請合相立証文如斯ニ御座候 己上

天保十五年十二月廿八日

と言ひ、逃亡の場合の弁償義務だけとなつて居る。此の事は反面に於て奉公人が払底し、勞賃高騰して、雇主が經濟的に不利な条件に置かれるに至つた事を示して居る。

三 契約期間

金田氏に依れば、雇傭期間は元祿十一年迄は奉公契約成立の要件であつたが、それ以後は要件たる性質を失つたとされる。これは奥羽地

方に於ても同様であつた。契約期間には永年としたもの、有合としたもの、一定年期を明約したもの、本奉公期間の礼奉公期間を加えたもの等があつた。譜第身売奉公人は永年であるのが普通である。質奉公及び年季売の場合は、本金を返済する迄の有合期間としたものと、一定期間を明約したものがあつた。殊に質奉公には年季質奉公と有合質奉公とがあり、有合質奉公は永年期奉公となる可能性が含まれ、其の期間は一般に十年乃至三、四年であつた。居消質奉公、年季奉公は一般に一定年期を明約するのが普通であり、居消質奉公期は質奉公に近いが、年季奉公は一年が基準であつた。即ち一定年期を明約したものは質奉公、居消質奉公、年季奉公となるに従つて、期間は短縮され、次第に日雇的となつて居る。此の間の事情は同一家の奉公人手形に就いて見ると一層明瞭である。(第三表、第四表、第五表)

(第三表)

九戸郡軽米町元屋奉公人年期表

年代	期間
元禄6年	8
"13年	7
"15年	15
"16年	7
永5年	9
寶6年	10
"6年	10
"7年	2
"2年	3
德元3年	5
延元3年	3
寶元4年	2
"5年	1
"9年	1
永元6年	1
"6年	1
天明元	2
"元	2
"2年	2
政元6年	1
政元4年	2
"6年	1
"10年	1

即ち宝曆大飢饉以後から奉公契約期間が急に短縮して居るのは、宝曆大飢饉に依つて急速に人口減少し、奉公人の不足した結果と思われ。これを押切文書に就いて見るに、

近世農村奉公人の法律的性格(森)

(第四表)

稗貫郡矢沢村押切家奉公人年期表

年代	期間
元3年	3
有元3年	3
元3年	3
寶元3年	3
"6年	3
"7年	3
"7年	3
"8年	3
"8年	1
"9年	1
"9年	3
"9年	1
"9年	3
"10年	1
"12年	3
"12年	3
明和元	3
"元	2
"5年	2
"7年	3
"8年	3
"8年	3
永元5年	3
元5年	1
政元5年	1
"5年	1
"10年	3
文化元	3

(第五表)

稗貫郡宮野目村阿部家奉公人年期表

年代	西紀	年號	契約期間
1847	弘化	4年	年1
1849	嘉永	2年	1
1854	安政	元	0.5
1857	"	4年	2/3
1860	万延	元	1
1865	慶應	元	1
1868	明治	元	2
"	"	"	1/2
"	"	"	2/3
1873	"	6年	1
平	均		月11.2

これでは既に三年以上の契約期間はなく、半期契約さえ行われて居る。更に幕末近くになると、一層契約期

間が短縮されて居る。これを阿部文書に就いて見るに、その平均期間は一年に満たなくなつて居る。即ち實質的にも近世中期以後に於ては長期契約のものはなくなつて居る。然も之等の期間は一年と云い二年と云うも、完全に通年的奉公とは限らず、一ヶ月に十日、或は十五日、或は廿五日、或は莫然と三分の二等とし、次第に日雇的傾向をもつ様になつた事も、初め厳しい義務を履行せしめた事に比すれば大きな変化である。一年間の公休日や一日の労働時間も法令で定めた藩もあつたが、多くは村掟や、村の慣習に依つて、村毎に規定するのが普通であり、此の日は奉公人も公休日であつた。

四 契約解除条件

奉公人契約の解除の条件は、契約満期の到来、雇主の雇人忌避、両者の契約不履行、雇人の資格欠除等であり、雇人の側から中途解約の申込は原則として出来なかつた。若しあれば増金の支払義務があつた。

然し之等は質物奉公や居消費奉公の場合に多く、時代が下り年季奉公になると両者の中途解約権は同等に近づいていた。此の事は形式的には猶身売的色彩を残しているが、實質的には債権的勞務契約となつてゐることを示すものである。

- 註1、甲子村佐野文書 第五號 2、元屋文書 第五〇號
3、中田薫著 法制史論集 第三卷 三五二—三頁
4、元屋文書 六二號 5、元屋文書 第七二號
6、熊谷文書 五三號 7、千葉作七郎文書 二二號
8、前掲 金田氏論文（其の二）一三二頁
9、拙論「近世農業勞働能率の經營的意義」岩手史學研究 五號 六號

むすび

要するに近世の農民は村宗門帳に登録し、土地に堅縛され、租税負担義務を負つていたから、他村に出る場合には村肝煎の認可を受け、寺送状・村送状を必要とした。その奉公資格は農民として公認された者だけで無宿者・切支丹類族・金山定判持・鉄砲持及び犯罪人は農村

奉公人の資格を認められなかつた。奉公人の年齢はまだ法律上の制限を受けていなかったが、債権的奉公契約である為最低十三才から最高六十才迄雇傭されてはいるが、一般的には最も能率の高い二十台が多く、自ら奉公年齢の基準が作られていた。妻は夫の承認がなければ奉公能力を認められず、夫の承認があつても妾奉公は出来なかつた。然し奉公中に於ける私通には雇主に責任がなかつた。嫁の奉公は実父の承認と保証を必要とした。雇主は契約に従つて勞賃支払の義務を負い、違約は解約の条件となつた。然し賃銀の優先支払は未だ法制化していなかつた。奉公人は勞務義務を負い、不履行は解約の条件となり、前払賃銀は返済義務があり、その責任は人主に在り保証人は常に連帯責任を負わされた。然し奉公人の身分的義務は、身売—質物—居消費—年季奉公と變化するに従つて薄れ、債権的義務が強化された。契約期間は身売が停止され、奉公期間の制限が撤廃された為成立要件ではなくなつた。然し実際には時代の下るに従つて短縮され、年季奉公人になると原則として一年を単位とする様になつた。労働時間は村掟に依つて公定され、藩の法令よりは村の慣習法に依る場合が多かつた。解約は契約満期、雇主の忌避、雇人の契約不履行、資格欠除等に依つて成立したが、次第に中途解約の申出も認められ解約の条件に含まれるようになった。斯の如き變化は要するに、近世の農村奉公人が主従的身分的雇傭から、双務契約的債権的雇傭關係に変質し、近代化に指向してゐたためと見られる。